

令和2年度第2回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 令和2年11月13日（金曜日）10時00分～12時00分
- 2 場 所 大和市役所 本庁舎5階 全員協議会室
- 3 出席者 委員 16名  
（中林会長、野澤委員、栗山委員、小菅委員、古橋委員、松本委員、石田委員、井上委員、金原委員、山本委員、大場委員、小林委員、坂本委員、高橋委員、笠間委員、加藤委員については大和警察署から岡田氏が代理出席）  
事務局 12名  
・街づくり計画部長  
・街づくり計画課4名  
・関連課（街づくり総務課、農政課）7名
- 4 傍聴人数 0名
- 5 議 題 （1）大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）  
（2）特定生産緑地の指定について（中間報告）  
（3）大和市都市計画マスタープランの改定について
- 6 議事要旨 ・会議資料に基づき、事務局から説明を行った。  
・質疑応答及び意見交換を行った。
- 7 会議資料 （1）大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）  
…【資料1-1～1-3】  
（2）特定生産緑地の指定について（中間報告）  
…【資料2】  
（3）大和市都市計画マスタープランの改定について  
…【資料3-1～3-3】

< 議題 >

- (1) 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）
- (2) 特定生産緑地の指定について（中間報告）
- (3) 大和市都市計画マスタープランの改定について

< 審議経過など >

～ 議題（1）について、事務局の説明～

（会長）

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いします。

（会長）

1点確認したい。資料1-2のP7の箇所番号268の現況写真について、変更前の区域内に、既に建築物が建っていると考えれば良いのか。

（事務局）

その通りである。黄色い線の示す範囲が変更前の生産緑地地区である。既に行方制限が解除されており、1軒の建築物が建築されている。

（会長）

承知した。

（委員）

1点申し上げたい。今回の生産緑地地区の変更の結果、5,610㎡の生産緑地が減少する。農地の減少は、大和市にとってポジティブな事ではなく、なるべく避けてほしい。減少の理由は、主たる従事者の死亡による行為の制限解除であり、営農を引き継ぐ人がいないことが、大きな要因である。このような要因を避けるために、大和市は具体的にどのような努力をしているのか。

（事務局）

委員のおっしゃる通り、高齢化が進む中、後継者がいない問題は大きい。後継者がいない場合の新規就農の例として、神奈川県のアカデミーで勉強した方が、新規就農を目指して大和市の農地を継ぐケースはある。その他、市民農園として農地を保全する方法もある。市民農園を民間業者が開設する場合、以前は市が間に入って契約する必要があった。都市農地貸借円滑化法の施行により、市は協定として入るが、農家と業者が直接契約できるようになり、生産緑地の貸借が比較的容易になった。

また、相続税の納税猶予に関しても、継続していくことになった。国と市としても、農地保全のための努力を続けていく。

（委員）

相続税の問題は大きい。相続税の納税猶予によって、就農を継続される方はいると思う。今回、大和市の上和田では2,780㎡の生産緑地地区が廃止される。所有者の意向があるため難しいとは思いますが、農地の所有者と農地にニーズを持っている人との繋ぎ役に、市になるのはどうか。ニーズを持っている人が来るのを待つだけでなく、ニーズを持っている人の情報を積極的に集め、ダイレクトに情報提供を行える環境を作ってみてはどうか。農地バンクを作る等、積極的に環境を作って欲しい。

（委員）

1点質問したい。制度の特徴として、高齢になって営農ができなくなり、結果として宅地化されるケースが多い。市としてもそうならないように色々工夫され

ていると思うが、仮定の話として、全ての箇所でも営農ができなくなり、生産緑地が0になるという事もあり得るのではないか。

(会長)

次の報告事項が、まさにそのような問題を兼ねている。議題1は諮問事項であり、変更についての採決を取らなければならない。ただいまの大和市都市計画 生産緑地地区の変更について、諮問案通り答申してよいという方の挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

(会長)

出席委員全員が賛成なので、本案件については、諮問案のとおり答申させていただく。なお、答申の方法については会長に一任とさせていただきたい。

それでは議題2に進みたい。事務局からの説明後、委員の質問について、事務局から回答していただきたい。

～議題(2)について事務局の説明～

(会長)

それでは、委員の質問について、事務局からの回答をお願いします。

(事務局)

特定生産緑地の指定制度のほか、生産緑地の面積要件も500㎡から300㎡に引き下げる等、市として農地を保全する考えである。昨年度は生産緑地の所有者に対し、特定生産緑地についての説明会を開催した。その際に、特定生産緑地の指定の意向についてアンケートを行い、全体の約8割の方からご回答いただいた。ご回答いただいた方のうち、約7割の方が特定生産緑地の指定を希望している。制度上、生産緑地が0になることは有り得るが、延長を希望している人が多いため、今後も農地が保全されていくと捉えている。

(委員)

生産緑地が0になる懸念はない旨、承知した。これから時代が進んでいく中で変化があるかと思われる。その中で、最低でもこの面積は保全するという数値的な目標を、大和市として設定しているのか。買取申出があった際、基本的に市が買い取らずに、宅地化される流れが多い。市の想定以上のペースで生産緑地が減っていった場合には、買い取りをしなくては保全ができないのではないか。今後の方針を聞きたい。

(事務局)

現時点では、目標の数値は無い。市としては、出来る限り生産緑地地区を残していく方針である。買い取りについては、現時点で公共施設を計画している部分については買い取るが、それ以外については買い取っていない。

(委員)

承知した。減少傾向ではあるが、今後も農地を保全するという方向性を継続してほしい旨、要望として述べさせていただく。

(委員)

事実確認を行いたい。生産緑地地区の全体が約57.7haであり、特定生産緑地への指定希望が約33haということは、全体の約57.2%に相当する。令和4年に申出基準日を迎える生産緑地で考えると、全体が約41.3haに対して、特定生産緑地への指定希望が約24haであり、約58.1%に相当する。つまり、6割弱の面積について、特定生産緑地の指定がされるが、4割強の農地

は転用される可能性が高い。

3年程前の都市計画審議会において、2022年問題の話があり、市民農園の件が話題に挙がった。当時の話では、生産緑地の耕作は農地の所有者が行う必要があるため、市民農園としての耕作では相続税の優遇措置が受けられないということだった。そのため、議論があまり深まらなかった。先程、事務局からも説明があったが、平成30年9月に都市農地貸借円滑化法が施行され、農地法の法定更新が適用されない貸借が可能になった。先日の新聞に、シェア畑についての折込チラシが入っていた。これを踏まえて、4点質問したい。

1点目として、農業従事者に、このような法律の周知徹底をしたうえで、営農について判断してもらっているのか。

2点目として、市民農園という形で市が借り受けて、市民に貸し出すことは考えられないか。

3点目として、このようなことを企画するNPO団体や企業に対し、市がサポートすることで運動を後押しできないのか。

最後に、生産緑地に直売所等を設けることで、地産地消を推進しながら、地域の交流の場を創出することはできないか。以上をお願いしつつ、現状を聞かせてほしい。

(事務局)

まず、法律の周知方法について回答させていただきたい。特定生産緑地の制度の説明会について、開催のお知らせを生産緑地の所有者全員に送り、令和元年11月に3日間、開催した。説明会において、10年間延長する場合のメリットとデメリットについてご説明した。併せて、10年間の延長を市としても後押ししたい旨、ご説明している。

また、生産緑地の面積要件について、500㎡以上から300㎡以上に緩和した際の周知方法としては、市街化区域内の農地所有者に対して、新規の生産緑地の指定について相談会を開催した。その結果として、昨年度は新規の生産緑地地区が増加した。今後も、特定生産緑地制度及び新規の生産緑地の指定について、周知をしていきたい。

(委員)

都市農地貸借円滑化法の制度の活用については、農地所有者に周知徹底されているのか。農地法による法定更新の強制力を考えると、特別法ができた影響は大きい。上手く活用することで、市民農園の動きを加速化できるのではないか。この後の議題でもある都市計画マスタープランの中でも、農地の保全を目標に掲げている。しかし、現実的に4割強の農地が転用される可能性がある。農地の転用に歯止めをかけるために、都市農地貸借円滑化法の制度を活用する業者をサポートし、事例を加速化させる考えはあるのか。2022年問題まで残り2年しかない中で、より多くの農地を残していくように、市として動けないか。

(事務局)

農地保全の観点から生産緑地の所有者からご相談があった場合、それに則ったサポートを行っている。例えば、市民農園や観光花農園の提案、先程お話のあったシェア畑のような事例の案内を行っている。業者へのサポートについては、個別の業者にピンポイントで対応を行うようなことは、農政課では行っていない。

(会長)

現在、特定生産緑地の指定について、生産緑地の所有者に案内を行っているところである。その案内と併せて、農地を貸し出すことで、所有地を農地として残せる可能性を周知していただきたいというご意見かと思う。特定生産緑地への指定申出がされなかった生産緑地の所有者に対しては、特に都市農地貸借円滑化法の活用について、周知していただきたい。

ただし、農地の所有者が亡くなって相続が発生した際、相続した農地を売却することで相続税の支払いに充てるというケースが多く、これが農地減少の大きな

理由でもある。三代相続することで土地が無くなるとも言われてきた日本の相続税の仕組みから変えていかななくては、農地を残し続けることは難しい。現在は、住宅を建てるためにハウスメーカーが農地を購入する時代だが、人口が減少する時代でもある。住宅の需要も、今後は変わっていく。その時に、農家が困ってしまわないよう、相続の在り方を考えなくてはならないが、これは市ではなく、国の話である。市としては、出来る限り農地を残すという考えを継続していただきたい。

生産緑地法の改正においても、生産緑地は農業としての重要性だけではなく、存在そのものが都市環境の上で重要な空間とされている。買取申出があった時に、予算不足で購入できないということがないよう、予め検討し、予算に含めて戦略を立てていただきたい。また、アフターコロナの時代では、従来よりも小さな公園を身近に多く配置するようなまちづくりが重要になってくるのではと、国交省でも議論されている。国交省の動きにより、都市公園法が改定され、身近な小さい公園を大事にしようという方針になった場合に、優先的に生産緑地を買い取ることができるのは、市の特権である。購入するべき場所の目星を付けておくことを含めて、戦略的な取り組みをお願いしたい。

(委員)

資料1-2のP4~5を見ると、上和田地区の生産緑地は、既に住宅に変わっている。最近5年程で、市内の農地や空き地だったところが住宅に変わっていき、居住者が増えているように感じる。特に、若い世代は、アパートを借りるよりも建売を買った方が良いという考えが多いようである。P4の地図からも分かるように、上和田地区では道路の狭い場所が多い。こういう所では、農地の保全だけでなく、児童公園及び公園が足りているのか。生産緑地については、会長からのお話のように、都市環境の上で重要な空間とされており、その空間の必要性が高い。しかし、公園や道路の整備がされていない場所において生産緑地の買取申出があった場合、土地利用の観点から、市として公園として残すことはできないか。買い取りが難しい場合、借地を公園にするという考えや、税制の優遇措置等で土地所有者がメリットを感じるような対策を講じることはできないか。都市農地と表現するのは難しいが、生産緑地にメリハリを付けて、公園が必要なエリアには、公園や公共の空間として活用できる戦略的なプランを立てておかないと、何も出来ないまま宅地化されてしまう。大和市は住宅都市であると考えているが、魅力のある住宅都市にするためにも、整備が重要だと感じる。

(委員)

継続して営農する方がいなくなると、生産緑地が解除されて住宅が建てられるケースが多い。何故かといえば、今の農業は儲からないからである。生産緑地の行為制限が解除され、住宅を建てて賃貸をするか、建売をした方がお金になるためである。特定生産緑地の指定により、10年間の延長をしても、農業従事者の方が亡くなった場合は、結局同じパターンになってしまう。農地を残していくためにも、どのようにすれば食べていける農業ができるのか、考えていただきたい。例えば、市内にも、なないろ畑というCSA有機農場(Community Supported Agriculture(地域支援社会農業))がある。そこでは、地域の方々と連携して、会員になってもらい、農作業を手伝ってもらっている。麦踏みイベントにする等、農業をエンターテイメントにしている。農家側がお金を支払って農業を手伝ってもらうのではなく、参加者側が会費やイベント参加費を支払い、農業を行っている。このようなケースが、実際に市内で行われている。先程、NPO団体や企業でも農地の貸借ができるようになったとのことだったが、市として後押ししていただきたい。農地を借りたいというニーズがある方は、市に相談に来ると思うが、相談者とは継続的に連絡を取っているのか。

(事務局)

農地を借りたいという方が窓口に来た場合、詳細を聴き取り、希望に合う農地があるかを案内している。現実としては、大和市に相談に来る方の多くが、同時

に藤沢市及び綾瀬市にも相談に行っている。借りられる農地の面積で比較すると、大和市よりも藤沢市や綾瀬市の方が、まとまった農地があって借りやすいという場合が多い。一度相談を受け付けた場合には、その後の状況確認も含めて、継続的に連絡をとっている。

(委員)

空き農地等が発生した場合、市として動かなくては宅地化が進んでしまう。空き農地等が発生した場合には、過去に農地を借りたいと相談があった方々に、積極的に情報提供を行っているのか。

(事務局)

まだ、借りる農地を決定されていない方には、ご案内させていただく。現実としては、既に決定している方が多く、最近では成果に結びついていない。

(委員)

予め農業をやるという計画を持って相談にくる方もいるが、農業をやりたいというニーズを持っているだけで、具体的な行動に移していない方もいるのではないか。そういった層の方が、農地が空いているという情報を聞くことで、それならば農業をやりたいと思う可能性がある。農地をどのように活用できるか話し合えるように、農業に対してニーズを持っている方々のコミュニティを、市が構成しても良いのではないか。それに類することはしているのか。

(事務局)

市としての具体的な組織はないが、神奈川県主導の農地中間管理機構がある。農地を貸したい人が登録し、誰でも閲覧できる機能もある。こういったものを上手く活用し、進めていきたい。

(委員)

誰でも閲覧可能となると、ニーズがある人は見に来てくださいと、情報が置いてある棚のような印象である。受け身の姿勢だけではなく、プッシュ型のアウトリーチを検討していただきたい。農地へのニーズを持っているコミュニティを作っておくことで、効果的にアウトリーチし、情報を活用できる余地があるように感じる。まずは、ニーズを持っている方や、ニーズを持ちそうな方が集まりやすいイベントを開き、継続的に関わりを持てる情報環境を整備していくことで、状況が改善するのではないか。一人で農業を考えることは難しくても、コミュニティで繋がっている人と一緒であれば、可能性が生まれる。人口や農地も限られているため、藤沢市や綾瀬市と比較すると、難しい点があるとは感じる。しかし、都市型農地だからこそ、人が集まりやすく、その強みをなないろ畑から感じた。広報等を徹底すれば、お金にも繋がっていく。是非、検討していただきたい。

(会長)

ただいまの意見も含めて、生産緑地の壁が低くなってきている。資料1-1に記載された通り、市全体で約207haの農地がある。そのうち、市街化区域内に約84haの農地があり、生産緑地以外に約24haの農地がある。これらの土地については、従来の生産緑地だけを考えると、市の関与しない所で減少している。それらをきちんとフォローすることが委員からお話のあったプッシュ型の対応かと思う。プッシュ型と言っても、農地の所有者の意向と同意が必要になる。約24haの農地を存続していくために、農地所有者にもメリットのある方法としてのお話だったかと思う。

現実としては、市街化区調整区域の農地についても、様々な手続きがあり、減少している。高齢化社会の中、福祉型施設はどこにでも建築可能であり、市街化調整区域でも徐々に増えている。このような生産緑地以外の農地全体についても、大和市としてどうするのか、考えなくてはいけない時代に向かっている。将来、緑豊かな大和のまちをどのように作り、維持していくかを含めて、議題3の都市

計画のマスタープランの改定を行っている。それでは、議題3に移る。

～議題（3）について事務局の説明～

（会長）

スケジュールの説明があったが、パブリックコメントは2週間後である。今日の都市計画審議会での意見については、パブリックコメントでの意見と同列で扱い、文言の訂正や書き換えは後日行うということで、了解していただきたい。

それでは、ご質問ご意見をお願いします。

（委員）

マスタープランを読み直し、気付いた点を3点申し上げたい。1点目として、63ページに記載されている「みんなの街づくり条例」という言葉について、用語の説明を付けるべきではないか。

2点目として、地域別構想のうち、108ページに記載されている内容について意見したい。大和駅周辺地区が中心的商業地ということであるが、広域的商業地となると鶴間のオークシティ周辺がその位置付けかと思う。大和駅の周辺地区を、いかに活性化するか追記していただきたい。特にシリウスは全国的に注目されているため、シリウスを活用した活性化について記載した方が良いのではないか。プロムナードは東西にあるが、南北のことも考え、回遊性の高い商業地を形成すべきだと感じる。

3点目として、第3章の「実現に向けて」の記載について、市全体の構想と地域別構想があるが、事業・政策が今後どのように関連し、展開していくか、具体的に記載するべきではないか。これから20年という長い時間が始まるが、短期・長期的な取り組み方針等を仕分けし、更新・対策・事業のようなものを一覧表にすることで、今後大和市として取り組むことが分かりやすいのではないか。

（会長）

用語の説明については、他にも必要な箇所がある。資料末尾にまとめてつけていただきたい。

（委員）

2点意見したい。1点目として、37ページの概念図を変更すべきである。現状では、駅と森が並んでいるだけになっている。軸が3つあり、それぞれ北、中央、南という駅を中心とした街があり、そこからふるさと軸に広がり、横のつながりを意図しているかと思う。分かりにくい点として、森と書いてあるが、実際に森は無い。概念図に1ページを割いて表現しているので、中身のある概念図にしてほしい。

2点目として、資料3-2のQ3でも触れられている「目指す土地利用の姿」についてである。土地利用誘導地の色分けを変えたのは良いが、「新たな市街地形成」という言葉から想起させるイメージが中途半端になっている。地域別構想では81ページ及び109ページに当該の市街地の話がある。ここでの記載では、「緑豊かな住環境の形成」及び「緑豊かな住宅地の形成」となっている。しかし、「新たな市街地形成」と表現すると、開発されるイメージを持たれる方がいるはずである。後の地域別構想に書いてあるように、「緑豊かな」という文言を入れた説明書きをした方が良いのではないか。

（委員）

総合計画の129ページに、SDGs（持続可能な開発目標）の項目があるが、ここでは5つのリーディングプロジェクトを定めた「大和市健康都市プログラム」を中心に、各事業に取り組むと記載されている。この内容については、都市計画マスタープランに反映されているのか。大和市を、これから住む街に選んでもらえる街にしていくためにも、具体的にプランに反映されているか、教えてほしい。

(事務局)

SDGsの考え方について、総合計画の最終ページに記載させていただいている。本市としては、健康都市やまと総合計画の取り組みのそのものがSDGsと同じ方向性を向いていると捉えており、大和市健康都市プログラムの中で、色々な取り組みを示している。本プログラムにおいて、5つのリーディングプロジェクトの中の一つである「ゆとりを感じようプロジェクト」と都市計画マスタープランとが関連し、個別計画として位置づけられている。都市計画マスタープランにおいては、SDGsについての具体的な考え方は定義していないが、その上位計画として、健康都市やまと総合計画があるので、SDGsについての考えが盛り込まれていると捉えていただいて問題ない。

(委員)

承知した。

(会長)

SDGsでは、17のゴールと169のターゲットがある。ターゲットについては、具体的に示されている。世界に対して日本がSDGsをこれだけやったぞと証拠として示すには169のターゲットをどれだけやったかを、2030年に出さなくてはならない。全てを都市計画マスタープランで受けられるわけではないが、空間整備を中心に受けられる部分を受けていくことが、総合計画全体におけるまちづくりの役割である。先程の事務局の説明通りかと思う。10年間の目標として、そこにどう貢献するかは、5年後の改定及び評価の際に、フォローしていく必要がある。

(委員)

市民の立場から、要望を1点述べたい。都市計画マスタープランについて、緻密に作られており、市が目指す方向性もハッキリしているように感じる。今後の作業になるかと思うが、この内容を踏まえて、大和市として都市計画マスタープランを象徴するような制度を検討していただきたい。これまで、シリウスやポラリス等が作られ、ハード面では成功している。不足している部分はソフト面ではないだろうか。先程の議題でも、農地の問題があったが、市民が大和で生活していて良かったと思えるような、満足度を高める市のサービスがあってもよいのではないか。例えば、公園や家庭農園も一つの方法になる。大和市ならではの、象徴的な目に見えるものを、プランと併せて検討していただきたい。

(委員)

1点だけ意見したい。第3章の「実現に向けて」のうち、140～141ページの共創と新しい進め方の概念と計画案との考え方についてである。共創という言葉を入れていただいたのは、大変結構な事である。かつて人口が増加していた時は、行政が公共施設を作り、土地利用し、道路を作る等、まちづくりの全てを行政が担っていた。しかし、人口の減少が始まった昨今では、まちづくりの主体は、行政だけではなく、民間や市民団体も含むようになってきている。多様な主体が、まちづくりを担うことが、141ページの共創と言う概念に含まれている。

しかし、140ページの記載は、行政主体の古い傾向を引きずっている。市民や民間事業者の役割を見ると、行政がやることに協力するとか、ルールを尊重するとか、これでは共創の概念になっていない。協力や尊重だけではなく、市民が主体になって行うまちづくりが重要なポイントであり、都市計画マスタープラン実現のツールであることを明確にする必要がある。例えば、空き家の利活用は、行政ではなく、地域や民間事業者が主体を担う事が当たり前の時代になってきている。141ページの理念を、140ページの内容に反映させることで、有効性のある都市計画マスタープランにさせていただきたい。

(委員)

2点意見したい。まず1点目として、オープンデータについて言及していただ



いたことはありがたい。今後、オープンデータとして、都市計画マスタープランが出てきた際に、具体的にどのようなライセンスで出していくのか。パブリックドメインのように、著作権を放棄として展開する方法をとるのか。大和市の情報政策課で用いられているクリエイティブコモンのように、著作権は放棄しないが、許可不要で自由に使える方法をとるのか。選択肢としてはこの二つになるかと思うが、どちらになるのかを知りたい。

2点目として、OODAループについての言及がされていることに感心した。20年という時間で、5年に一度PDCAサイクルを回していくが、それでは間に合わない現象に対処するには、OODAループは有効である。OODAループの考え方においては、行政だけでは回らない部分を補うためにも、街全体の変化を追う観察者を増やすことと、観察後のアクションのループをいかに短く回せるかが重要になる。観察者の増加と、ループの短縮化について具体的に記載することで、より機能していくのではないか。

(会長)

都市計画には、急には曲がれないという側面があるが、スピード感が求められる時代である。社会の変化は激しいため、一度作った計画を長年かけて進めていくような時代ではない。新しくOODAループの考えが出てきたが、詳細が無くても分かりにくく、用語の解説も必要である。更に重要なこととして、それに対応できる体制をどう作るのかという委員からのご指摘かと思う。これは、行政だけで出来る範囲を超えている。先程、委員からも話があったように、市民が主体性をもって参加し、責任を持って発言していくことが大前提になる。第3章の「実現に向けて」について、パブリックコメントは現状の記載でいくが、仕上げの段階でどれだけ詰めていけるかを課題として、事務局に受け取ってほしい。

(委員)

PDCAサイクルと並行して、OODAループを取り入れることには、注目している。OODAループをやっていくということは、意思決定を有機的にやっていくことでもある。観察して仮説を作り、いくつかの補助計画を立ててフォローマークをループさせることになると思う。また、市民意見聴取の方法で、Zoom会議を取り入れていることを評価したい。サイクルの早い意思決定をするためには、今回のように会議場に集まって話をするだけでは、非現実的である。オンラインの空間を使い、市民の方々がまちづくりに参加しやすい環境を作り、情報共有もしていくことが重要である。今回は1対1という形である点が残念だが、まずはZoom会議という形で対話できるようにした事は、大きく評価できる。今後、市民の方々に責任をもってもらうことが重要になるが、そのためには自分たちの意見によって、実際に決まっていくという体験が必要になる。直接的な対話をして、その中で話し合った事が実際に決まっていく環境が求められている。期待しているので、前向きに取り組んでほしい。

(会長)

都市計画・まちづくりに限らず、大和市全体の体制として、ICTの活用が必要になってくる。セキュリティーの課題はあるが、個人情報等を除いた公開できる情報を、オンラインで発信していくことが、必要な時代に向かっている。これも一つのポストコロナの新しい在り方だと感じる。

(委員)

前回、会長からも発言があったと思うが、大和市が都市計画マスタープランを最初に作ったときには、インターネット上で活発に議論し、全国から注目されていた。約30年前の話だが、慶応義塾大学の湘南藤沢キャンパスと連携し、まちづくり条例が出来る等、成果に結びついていた。SNS等もない環境の中で、実績を残してきたのだから、素地はあるのではないか。最近では普通の市になったようにも感じるが、社会には様々な便利なツールが出てきているので、是非、尖った事を実行する市になっていただきたい。

(委員)

スペインのマドリード市では、公的なSNSを市が運営しており、約40万人の市民から、予算の使い方へのリアクションがある。評価の高いものには予算措置されていき、市民提案用の予算も設けられている。SNSは公的にオープンにされ、無料で使えるようになっている。大和市全体では難しいと思うが、まちづくりレベルでは、SNSを導入していくことも可能なのではないか。Zoom会議の導入のように、課題はあると思うが、研究して取り入れてほしい。市民の方々は、参加してくれるのではないか。

(会長)

先程の議題でも、農地の利活用についての自由度が増しているという話があった。農地を持っている方と、それを活用したい方のマッチングが重要である。市内だけに限らず、ICTを活用して市外から呼び込むことも考えられる。外国から飛んでくる人も、出てくるかもしれない。空間という制限を無くせるのが、今のICTである。委員からお話のあった主体間の連携及び役割分担についても検討したうえで、今後の地域づくり及びまちづくりに、ICTをどう活用していくのか、検討していただきたい。

(会長)

以上で本日の議題を終了とする。「その他」として事務局から何かあるか。

～事務局の説明（次回の都市計画審議会の開催日程の報告）～

(会長)

了解した。これをもって本日の審議は終了とする。～以上～